

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第6号

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条の規定に基づき、第3期秋田県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画を別紙のとおり定めたので、公表する。

令和8年3月26日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 沼谷 純